3　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の３第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の３第５項の告示で定める基準は、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がないこととする。

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の３第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第278条　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　尾灯は、その照明部の中心が地上２m以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上１m以上、２m以下となるように取り付けられていること。

イ　またがり式の座席を有する原動機付自転車

ロ　二輪の原動機付自転車

三～六　（略）

3　（略）

（かじ取装置）

第285条の２　かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の３の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。

2　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

（座席ベルト等）

第286条の２　座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　当該原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

3　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の２第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の２第５項の告示で定める基準は、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がないこととする。

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第278条　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　尾灯は、その照明部の中心が地上２m以下となるように取り付けられていること。

三～六　（略）

3　（略）

（新設）

（新設）